

## 村中入會の成立

井ヶ田良治

## 一

入會權をもつてゲルマンの總有權に比し、村を以て總合的實在人と爲し、その内部に平等な權利關係を想定する見解は、中田博士の研究以來、入會關係の法律的形態の理解に關する通説となつてゐる。

戒能氏も「本百姓と水呑百姓との間に、權利行使の内容上果して常に差別なき、平等なる管理權・收益權を豫定してよいであろうか。」中田博士は寧ろ兩者の平等性に立脚しておられる様に見受けられるのであるけれども、此點尙多少の疑問がある。」と疑問を呈出され、入會地の法律的處分權に關しては高持百姓のみの權利であり、「恰も地盤を高持百姓のみ共有（總有）し、小作人は之に對し恩惠的或は他物權的入會權を有するに等しい關係である」とされ乍ら、毛上の伐薪權に關しては村民總體の支配地である事を認めておられる。<sup>註(1)</sup>

これらの見解が、その根據としているのは地方凡例錄卷五上所出の享保六丑年正月の「一、山林野高の類前々より入會の地、以相對割合候儀有之時は、本百姓は不申及、出作並に水呑家抱等の者迄、人別割に可仕事」とある書付である。

これに對し、江戸時代の農業經濟史家古島敏雄氏は入會採草地が、地代確保のための領主側の意圖からして、高請地に附屬せしめられたものであり、田地の賣買に伴つて入會採草地が移轉した例のある事、割山についての條目に「山林野原ノ類、新タニ割合有之時ハ、是又高次第三入作ノ百姓ヘモ合割渡事」（地方凡例錄）とあり、幕府の觸書も耕場利用の田地附屬的性格を認めている事等から次のよう結論している。

「田地高に應じて採草地を利用せしめる立場は、檢地が一應其の時の田地の分配狀態を公認する形で近世の土地配分の原型が出來、それには相當の分化があつて、不均等な石高所持が近世初期よりの實情であつた以上、戸別割或は人頭割的な意味での不平等利用の根據となる。耕地に關する平等が人的な關係での不平等となつて現われるのである。その事は又、利用權の歸屬が、居住と言つた點で關係する土地たる村落によつて定るのではなく、貢租を生み出す耕地たる高請地によつて定る事を意味するのである。人が利用者として入會關係に現わるのは、村に居住する人としてではなく、高請地の公の作人としてである。<sup>註(2)</sup>」（傍點筆者）このよう反省は入會地の利用に對する領主の意欲の反映を強調する事となつたが、同様の反省は入會の法律的形態の研究者によつてもなされている。戒能氏の「入會の研究」は本來「舊時代的意味に於ての入會地總有關係を基盤づけて居た支柱の中に、總有地を中心とする領主と農民との關係があるとするならば」として、明治初期の入會總有地の變質を中央集權國家の確立と關係づけて把えようとした論作であり、

氏自身「土地法研究への覺書」(法律社會學の諸問題所收)で村落の成立には「封建制が或る作用を持つて居り」土地の總有によつて成立したものではない事を力説しておられるのである。

それ故氏は舊時代に於ける入會權と其の性格において、入會地に對する人民の所有權の存在を否定し、人民の側から見れば「入會地本來の傳統は、寧ろ「所轄」・「占有」と結合すべく、「所有」・「共有」と結合すべきではない」事を論證され、他方領主の關心の對象としての農民入會地は「田畠と異つた取扱を受け、寧ろ封建的官僚の觀點からも、入會地は獨立した封建的所有地としてでなく、封建的所有地に附屬した、而して封建的所有地の維持・管理に必要な補助的特殊施設」であるに過ぎなかつたと主張される。

かく見れば戒能氏も又、古島敏雄氏と同様入會採草地が田地の附屬物であり、それ故に事實的な收益を中心とする權利である事を認められるのみならず、一步を進めて、同等入會から差等入會に至る多様な型の存在を考える事によつて、江戸時代を通じて見られる入會の性格を總括的に理解されようとしたと言えよう。以上のような先學的研究に従つて我々は江戸時代の村中入會について次のような性格を認める事が出来る。

イ、入會權は封建的地代確保のために田地の所持權に附隨し  
たものとして認められた山野の事實的な收益を中心とする  
權利である。<sup>(註4)</sup>

ロ、その權利主體は當村の世帶主たる高請百姓であり、家族下男等が入會場に於て採伐を爲す事が許されて居る場合で

### 村中入會の成立

も、彼等は戸主の權利を行使するに過ぎざるものであつて、水呑・名子等も又、地主其の他によつて其の地位を代表せられ、又は恩惠的に入會稼を許されるに過ぎない。<sup>(註5)</sup>

江戸時代の入會について以上の如く要約し得るとすれば、我々はここに二つの原理が交錯している事を知り得る。即ち、第一は、封建領主の地代實現のための農業生産の維持策であり、それは敢くまでも「高次第」を原理とし、それ故に入會地を高請地に附屬したものとして考へるという領主的理念である。第二は、高持百姓自體の入會地に對する所轄・利用の要求であり、その爲の生活協同體としての村の入會地支配である。本来入會權・入會慣行はこの二重の理念の交錯する所に生じた慣行であつて、その第一の原理に着目し、これを強調しようとする理論と、第二の點を中心に入會關係を理解しようとする理論とは、共に補い合つて成立しうる筈のものである。

今私が、入會權の成立に關して、幾つかの疑問を提出し、大方の批判を仰ぎたい所以は、ここにある。封建領主制の成立と、村落所謂鄉村制の成立との關聯を入會權を中心に如何に考えるべきか、が當面の課題に外ならない。

#### 註

(1) 戒能通考「入會の研究」二九二頁

(2) 古島敏雄「入會採草地利用の封建的特質」「近世日本

農業の構造」所收

(3) 戒能「前掲書」三頁

(4) 古島前掲書二〇七頁。「田地と共に封建的生産の不可

缺な條件をなす採草地が、單に山野であると言ふ理由のために、耕地とはその時代性を異にする占有關係の下にあると云ふ豫想は、何等の實證を経ないものであり、不可解性を持つてゐたのであるが、入會利用に見られる不平等性・

特分權的性質を、村落構成の封建的特質と結びつけて見る時、その謂なき事が明になつたのである。採草地は不可缺な封建的生産の條件として、矢張り封建的な色彩を持つた占有關係の下にあつた事を知りうるのである。」

(5) 中田薰「村及び入會の研究」一七六頁。

(6) 入作人について觸れなかつたが、權威的な見解を附しておこう。

中田博士「入作百姓は總合人たる入作村と、其入會山野を總手的に共有するものであろう。」(前掲書一七二頁)これに對し、戒能氏は入作人は、入作村總體の中に包括され、その權利は入作村の生活協同體に參加したことによつて得たと考へ、「その權利は入作村の生活協同體に參加したことに由來する」(前掲書二九七頁)と說かれる。けれども地方凡例錄享保六年の書付は、割山につき「本百姓は不<sup>(註1)</sup>申、出作並家抱等の者迄人別割に可仕事」(傍點筆者)とあり、同書卷享保七年には「是又高次第に入作の百姓にも可割渡事」(傍點筆者)とある。僅か一年にして人別割より高次第に變化した事は恐らく現實の割山は高次第に行われていたのであるか、或いは領主の側の入會地分割に關する方針として高割の方針がとられたのである。これによつて見ればむしろ古島氏の説く如く、領主側の高請田地附屬地と

しての入會採草地的觀點から、かくの如き入作人の權利が生れたといふべく、入會村主體の生活協同體の成員權獲得により入作人の入會權が生じたとせ考えられない。

## 二

前章にあげた古島敏雄氏の入會採草地利用の量的不平等性に関する見解は、次のような問題意識から出發していた。「徳川期の經濟發展によつてのみ發生したと考へられる入會關係其他における非資格者は村の構成の特質に基いて、近世初頭より本來そのような者として存在してゐたのである事を明にしようとするものである」。

けれどもこのようないわゆる農奴主的經營の存在を邊境地帶において實證するというすぐれた成果を生み乍らも、入會地に對する權利の不平等性についての村民自體のもつ前提條件を分析するには至つていなかつた。

氏が「村が斯様な御役人の集まりであつて、決して單なる居住者の集合體ではない。五人組員となつて租稅連帶の責に任じつゝ、課稅の單位たる村を構成し、入會權の行使の單位となつて、貢租の納付を確保するため入會地より肥料飼料用の草木を得て、本田の地力を維持して行くのも、本田と檢地によつて合體せしめられた本百姓であると考へられる」(註2)といふ時、行政的單位たる村の強調と、入會權の封建的様相の力説によつて、村民自體のもつ生活協同體的側面が評價されない、うらみがある。寡聞にして、江戸初期、中世末の村中入會の實體を示す史

料を知り得ないが、割山について次のような史料が存在する事に注意しよう。

A、今度野山之惣山を惣百姓として

割取申候ニ付高持之百姓衆ハ高三割

取可申と被申候得共夫役諸役萬事前々

ヨリ順ニ仕來リ候ニ付野山をも高下なく順ニ

割取申候其上御かわら木をも百姓公事

人一人ニ付拾貳束つゝニ定申候則きもい

りあるき之かわら木も惣中ヨリ入ニ  
ム可申候仍而爲後日如件

慶長拾七年十月十一日

孫二郎 二郎兵衛

かた山 與兵衛

六郎二郎 彌七郎

五郎二郎 與太郎

二郎四郎 又六

新兵衛 與六

かねミつ 五郎二郎

三郎右衛門 與六

彦三郎 又三郎

南坂 與助

源二郎 孫五郎

藤十郎 藤三郎

(註3)

慶長拾七年 (孫三郎以下)  
十月八日 (百姓二十五人)

三郎右衛門

まいる

三郎右衛門

繁をいとわず引用したが、ここでは次の事が明らかである。

①「野山の惣山」とあるから、これまで入會山であつたものを分割する事

②百姓家數は二十六軒であるが、これはこの村の高持百姓である事

③Aに「高持之百姓衆ハ」とあるが、これはこの二十六名全員を指すのではなく、大高持をさしている。大高持が「高次第」に割取ろうといつたのに對し、惣百姓即ち小前百姓一同はこれまで夫役諸役を平等に負擔して來ているのだから石高の高低なしに家割りにしようと要求したのである。Aは三郎右衛門

B、野山わけ申御かわら木百姓の公事人壹人ニ付而拾貳束つゝニ

定何も夫役前のことく順ニ仕可申候

但百姓の家數ハ貳拾六人有申候此

きもいりあるきのかわら木を者惣

中より入むと可申候則尤其儀を

以野山の惣山を此度高ひくなし

に順ニわけ付申候事實正也返々

右相違候ハ、野山元のことく可爲候

仍如件

より差出した文書の寫であり、Bは惣百姓より三郎右衛門に宛てたものである。

④ここに名前をつらねたのが村の全員でない事は「惣百姓新兵衛と申者」と記載した史料があり、この惣百姓が「註4」の百姓名中にも、(A)の連署にも存在しない事によつて明らかである。

⑤平等に家數に分割した事によつて、夫役、諸役、については先例通りこれら本百姓が順に負擔した。<sup>(註5)</sup>

理論的には、入會權→持分權化→分割と考えられる最も後期の割山が、ここでは慶長に存在したわけであるが、この資料は江戸初期の割山の方法について二つの相對立する意見のあつたことを示している。大高持の百姓が高次第に割る事を要求し、小高持が之に反対し、更にそれが、六人には獨株を認めたら、他は半株とか三分一株とかを有したのであろう。このような割山の問題は地盤の處分に關する事であるから入會利用權に直ちに妥當するものとは考えられないが、一應入會利<sup>用</sup>に關しても同様の事實を想定する一つの根據となるであろう。

人に對し、新法成役をかけている事實に示されている。同じく正徳五年の文書には「藤内庄ヤニ成廿五年以前に村中山の爲法度盜人共三人ならてハ過米取不申亦野山之内惣林に仕八九年以來御座所去夏寺より下之分又白かり之山人共申合廿六人ニテ盜馬屋コゑニ刈取申候此儀庄屋組頭ニ吟味致申様ニ申懸ケ候へ者其の仕業にて政道破て候盜取連私共之内得ハ林と名付申以後草壹把刈取不申様仕居申御事」とある、文意不明確なるも、領主の山となり、そこへ入會うことを禁じた爲、盜人三人以上あれば過米二斗をとられた。野山の内を惣林にした所、廿六人が「馬屋こえ」(馬屋に入れてこやしにするの意か)として刈取り、庄屋組頭も放任している。しかも三郎右衛門には「草を一把もとつてはならぬ」といつてゐる。という意味であろう。

以上の點からこの小百姓よりなる惣百姓はまさに生活協同體を形成しつゝあるのであつて、その生活協同體の要求として先に述べた家數に割山する要求が生れたと解し得るのである。これに對し高次第を要求した大高持について見れば、時代は下るが、寛保二年村民全體で連署した「村中證文之覺」に「庄屋持高何ほど有之候共役義用捨庄屋かぶ之百姓ハ相應之諸役可勧の内部に各成員間の平等な關係を含む生活協同體への志向であつた事は、この村最大の地主、三郎右衛門に對し、寛永十四年には名主として不法ありとして小百姓からの訴訟が行われてい

る事實や、寶永四年に惣中として、三郎右衛門の譜代之家賴二

新介頭捕砌之効無

「去廿二日於三宅郷ニ倉谷

比類候彌々抽忠節

奉公肝要候 謹言

天文廿一四月廿一日

武田信豊

(花押)

遣之

らせ申聞數候爲其ニ一筆申候儀  
如件 平衛門(略押)

元和二年二月十日 甚太夫(略押)

三郎右衛門殿

(花押)

清水三郎右衛門尉とのへ」

なる文書を有し、文祿三年には田地耕作について賀藤半右なるものから安堵をうけ、以後文祿四年以後の二三の掟を有しており、地侍として江戸初期に土着し郷士格となつた家と想定される。

前出寛永十四年の小百姓訴訟文書に

「宮川本保村之高六百貳拾四石五斗之所

此内

高百四拾石余ハ名主三郎右衛門二郎左衛門是貳人之高ニテ御座候、則京極様御代ハ不及申高付而の御役儀爾此貳人の衆仕來り候」

とあり、「きもいり」をつとめておつたと考えられる。このような清水家がいかなる經營を有したかはこれを僅かの資料で推定する以外にない。

「今度我等未進之儀ニ付入ほか申候

處ニ御腹立之分別忝存候并ニ未進も

世上次ノ内を一石八斗御すて候て過分ニ

存候又甚右衛門我等名代ニ參候間奉公

如前候了仍使可有候末々代迄もはし

この文書は未進米(甚太夫、平、もしくは或は太良庄の住民かもしだぬが)の代に人を奉公させ、末代まではしらせないと言つてゐる所から見て、清水家が下人を所持していた事を示している。

又前述のように同家は寛永四年に譜代の家頼二人を有したが「私家壹軒之内ニ而男抱仕候」と稱しており、一方「藤内庄屋ニ成申以來家頭役に万事を割懸迷惑ニ存候」(正徳五年)といつているから、これらは小屋住の譜代下人ではなかつたかと思う。清水家において、名子の存在は全く見られないけれども、大膽な想定をすれば、一應、譜代下人を有する、農奴主的地主といつてよい。

小百姓の經營内容は明らかではないが彼らの高は小さく家族労働力以外に多くの労働力を有したとは思えない。彼らを封建的小農民とする事は不當ではない。

「高次」「第家數次第」という二つの割山に關する原理の對立は、農奴主的大高持と小農民とのそのまゝの對立であつた。このような農奴主的大高持と小農民たる小高持との關係がいかなるものであつたかを語る史料はないが、文祿四年の木下勝俊の掟に「一、地下おとな百姓にひらの百姓一切つかはれましき事」

「一、おとな百姓として下にて耕作申付、つくりあひ取申間數事」とあり、天正十五年の淺野長政の條々にも「地下のおとな百姓又はしやうくわんなどに一時もひらの百姓つかはれましき事」とある。地下のおとな百姓が、或いは耕作させて「ひらの百姓」から「つくりあひ」をとり、或いは莊官のごとくつかう

といふのは、農奴主的地主が、自己の名子に對するようひらの百姓を使うことを意味するのである。<sup>(註)</sup>ここでは領主は年貢の收納責任者の數を確保するために、おとな百姓とひら百姓との間の隸屬的な關係を否定しているのである。

かく見れば、江戸初期の割山に關しては、「高次第」という領主的原理は村落内部の農奴主的地主によつて主張されている

といふのであつて、換言すれば、村落内部に領主的志向をお含んでいたといえるのである。入會に關して村の大高持が入會の不平等な利用權を主張する事は當然であつて、それは半斧等後にあらわれる入會持分權の不平等性とは本質的に異つてい

る。

古島敏雄氏は村内居住者の中で本百姓としからざる者の間に不平等が存在した事を指摘するのみならず、本百姓間の利用量の不平等性をも指摘されているが、それが領主の側からではなく、村の内部からも要請されていた事を知り得る。而して、それに対する對して「家なみに當分に」という要求は平等の權利をもつ生活協同體の團體としての小農民の要求であつた。

(1) 古島前掲書八頁。

(2) ク 五三頁。

(3) 清水三郎右衛門所藏之書（若狭國宮川村本保）この文書は近世庶民史料調査の爲、前田正治教授と共に本年春に採集したものである。

(4) 同文書中に次の如きものがある。

京極若狭殿御代當村給人之石覺

六百貳拾四石五斗壹升

一、四百石 内藤八右衛門殿名かわり對馬殿名兵庫殿

百姓ノわり十八人（百姓名略）

一、百五拾石 辻左馬介殿名かわり兵左衛門殿 名かわり

和田兵左衛門殿

百姓ノわり六人（百姓名略）

一、七拾四石五斗壹升 内藤八左衛門弟内藤二郎右衛門殿

百姓わり三人（百姓名略）

(下略)

ここでは百姓數が一人多くなつてゐるが、江戸初期完全に城下町に家臣が集中されていなかつた時期の給人のあり方を示す興味ある資料といえよう。而して、給人にわりつけられた百姓は當然檢地帳上に姿をあらわす本百姓であり、本文中の家數より一人多いのは、後述のように屋敷をもたず檢地帳上にのみ姿をあらわし、名寄帳には姿を見せない、世帯を有しない農民と考える事が出来る。

(前略)「是ハ慶長十七年以前野山を惣百姓廿六人得割取申

候其節太高持小高持之者と六分仕其上にて大高之百姓も小

高之百姓も同用に諸役出目出し可申究之證文仕置申候所獨

かぶ之者六人御座候此者共の徳に成申ニ付右六人之内二人

より藤内引込仕配仕候により段々と家頼ニ萬事を割懸迷惑

千萬ニ奉存候御事

即ち六人の大高持と小百姓とが對立したのである。

(6) 「かわら木」については詳にしえないが、寛保二年十月の「村中證文之覺」には「庄屋高三拾石ハ瓦木夫米用捨可致事」とあり、又隣村太良庄の高島居吉行子孫傳記には「御年貢米早秋より情を出し上納いたすへし下作人等へ催促すへし必延引に及べからず其外瓦木諸役懸り物等不及延引に上納可仕事御公儀宗御法度御觸事被仰付之儀一圓不可相背堅く可相守者也」とあり、瓦木が當小濱領一圓の公事であつた事がわかる。

(7) 福井藩今泉浦の「今泉浦さんばく山わり申定」(寛文五年)には、「山を家なみに當分ニ取分申候」とあり、その人數六十七名は惣家數七拾五戸より八戸少く、古島氏はこれから「かかる移行後の割山に於ける分割に際して不平等

割が現れて、前段階たる入會地利用に不平等性の存した事を推察せしめるものがある。」とされている。(前掲一九四頁)

(3) 清水家所藏

尙以承候(マ)

村中入會の成立

少もいらん有間  
其方手前

敷候へく候

田地之事者前

残之田端之事  
ことく無相違

相違なく前々

作可被仕候

ことく作せられ

者也日比之里

ちきなる事

不及申候爲其

一筆如此候 已上

賀藤半右

十二月廿四日

(花押)

文祿三年(別筆)

本保之

小四郎殿まい

(9) 寛永四年の前掲文書に「私手下之伊右衛門」として本百姓として村の寄合に出ながら、清水家に隸屬している百姓の存在を知りうるが、これが名子の獨立したものが、新

なる小作人であるのか不明である。

(10) 江戸時代初期において、このような農奴的地主と小百

姓との對立が村方騒動の形で各地に見られる事を豫想し、大方の御教示を仰ぎ度い。

(11) もしもこの「ひらの百姓」がより隸屬的な名子的な存在であつたとしたら、後に見える譜代下人の存在と年代的にズレてくるし、ひらの百姓に對する農奴主的地主の地主的封建的というよりは前封建的な支配に對する禁令と考えた方がよい。

### 三

牧野信之助氏にはじまる中世の村落結合の研究<sup>註(1)</sup>は、その後、牧博士の研究を経て、清水三男氏の手によつて實證的研究を完成<sup>註(2)</sup>した。けれども清水氏の研究が、そのすぐれた問題意識にも拘らず、名田と名主經營の内容の理論的把握の不徹底さの爲に、中世村落の牧歌的評價の危險に陥り、その内部矛盾を把える事が不充分であつた事は、學界の通念になつてゐる。この缺陷は中世村落の内部矛盾が、莊園領主に對する鬭いの中で封建的な新なる階級を生み出し、次の時代を創造していく原動力である事を見失わせた。一方鋭く村落内部の對立を見つめようとした鈴木良一氏の研究<sup>註(3)</sup>は名主・作人の莊園諸職所有者を現實の地主・小作の關係にみまちがえさせる危險に陥り、戰後の中世村落の研究の出發點は松本新八郎氏の郷村制に關する理論的な諸研究にまたなかつた。松本氏の業蹟は近世郷村制の基本的構造を封建的小農民の一般的存在としてとらえ、中世全體を通じて封建的小農民の成立を追求されたものであり、

南北朝以後を郷村制故に封建的小農民の一般的形成の時機としてとらえられた。研究史的敍述は省略するが、古島敏雄氏、今井林太郎氏の研究、更にマニユファクチュアの研究から溯つた藤田五郎氏の研究が、江戸時代地主制の本質と構造を明らかにすればする程、中世末期の村落の構成が疑問になつて來た。<sup>註(4)</sup>この點について最近の新しい研究は宮川滿氏によつて與えられた。氏の最大の發見は近江今在家の檢地帳と名寄帳を比較する事によつて知られ、近江・大和・常陸のそれによつて確證される近世初期畿内村落の次の事實である。即ち檢地帳の登録人はその $1\frac{1}{3}$ 乃至 $2\frac{1}{3}$ が名寄帳に登録されてない。更に名寄帳に登録されている人々のみが檢地帳に屋敷を登録されている。

この成果は高尾一彦氏によつて次のように結論づけられている。「近世初期の畿内村落では三つの農民層をその構成要素と考えることができる。すなわち、(一)檢地帳に屋敷をもち、夫役を負擔する家格をもち、名寄帳で年貢徵收權を握つている階層。この中には舊名主の系統のものが大部分をしめ、地侍が含まれる。村役人を務めるものがある。手作地を經營しているが、近江のようだ大經營が少く零細經營の多い地域もあり、攝津上互林村のように比較的零細經營に少い村もある。(二)檢地帳により耕作權のみをみとめられているが、一應獨立の家屋と世帯をもつてゐる階層。大部分新興の農民で零細農である。村落内の身分は隠居、家持下人等の如きものである。(三)土地臺帳に全く姿をみせない帳外の隸屬農の層。譜代の家内下人等である。(一)と(二)の上昇した農民は本百姓の源流となり、(二)

の没落層と(三)が水呑百姓の源流となつてゆく。<sup>註(5)</sup>

この形態は前章に述べた宮川村の場合に典型的である。(但し、若狭を畿内に入れうるかどうか、は問題である)。

しかば、このような村の中で高尾氏のいわれる(一)と(二)との二層がどのような對立關係を有し乍ら發展して來たか、しかもどのように結合し、團體を構成していかか。

この點については藤田五郎氏の遺著「封建社會の展開過程」及び、最近一部が歴研一六三に掲載された安良城盛昭氏の「太閤檢地の歷史的前史」(1)及び、これら成果の上に「五世紀以降の畿内村落の階級分化を考えよう」とされた永原慶二氏の「莊園解體期における農民層の分解と農民鬪争の形態」(歴評44 45)に注目すべきである。これらの研究は要約すれば、南北朝以後史の料上に一般的に姿をあらわす、いわゆる「封建的小農民」なるものは果して眞に封建的小農民であつたか、という疑問から發して、むしろ室町期に見られるそれは、基本的には「農奴制の先駆的形態として理解せられているヨーロッパ制の日本における歴史的形態」たる「名子被官制度」に他ならないと考えるのである。<sup>註(6)</sup>

かくて一五〇の畿内農村(久世庄)は、(一)身分的に解放された獨立の經營をもつてゐる農民に對する小作地的貸出部分に重點をおかず、獨立の世帯をもちらながら檢注帳上には姿を現わさない名子的隸屬民への貸出と、それの提供する賦役による直接經營の複合的部分に比重をおく代官的名主、(二)名子的下人の支配の上に基礎をおく莊官的機能の側面をもつた名主、(三)没落名主、及び、解放された舊家内奴隸に系譜をひき、未だ完全

には主家から獨立し得ない中小規名主職所有農民(百姓)、(小百姓)(三)家内奴隸的な譜代下人と、名子的性格のものが一つの層をなしてゐる下人層の四階層かは成つてゐる。而してこの時機から名主的鬭争と百姓的鬭争とは一つに統一戰線をはり乍らも、内部に矛盾對立をはらみ名主層が屈服しても猶小百姓が寺家(東寺)に反撥するといつた形で分化がみられる。しかも名主層は代官的名主と共に領主化する有力名主層をのぞいては、加地子名主職を寺社、有力名主層に放出しつゝ、名子的百姓の身分的經濟的上昇と共に本百姓身分に規定されてゆく。

繆々最近の、中世末、江戸初期の農村構造、封建的小農民の成立過程についての成果を紹介した。それによれば、これまでより以上に複雑な要素を中世末期より、近世初頭の村落内部に認めなければならない。而して、本格的な村落居住者の大半が獨立した小農民として生産手段を獲得しているような生活協同體の成立をより遅く考へるとすれば、それ以前に考へられていたいわゆる郷村制とは何か。

例えれば郷村制の萌芽は既に、鎌倉末弘長二年に近江島村大島奥島神社所藏文書中の敬白庄隱規文をあげる事が出来る。けれどもその起請文の主體は僅か十五名にすぎず、庄といつても、若村を千萬惡口のものは小屋も可拂といつてゐるが、その場合の村は、この十五名の團體にすぎず、極度に封鎖的で、且つ村の中に生れて來た小屋住<sup>ノ</sup>新在家に對する強壓の爲の規文だと考へられる。永仁六年には、「神官村民一味同心の起請文の示すところによれば、供祭用の江利即ち湖邊の漁器を隣村中庄々

官百姓の爲めに切捨てられたのを訴訟<sup>(註9)</sup>していいるから、この村民團體は菅浦と同様「鎌倉時代に於ても一の法律的團體を構成して居た事を信じ、且それが本質に於て總合的實在人なりしならんと推定」<sup>(註10)</sup>しうるであろう。このような村は近江を中心にして枚舉に違ない程多いが、しかばそれらは眞に法律的團體を構成し、權利の主體たり得たのであろうか。

この點になると、私は再び疑惑を感じざるを得ない。前章に掲げた宮川村と比較しうる便宜に、太良庄の史料を檢すると次の如くである。<sup>(註11)</sup> 例えは著名な建武元年太良庄百姓等申狀<sup>(註12)</sup>は百姓等五十九名が一味神水し連署した起請文であり、又延文元年十月二十三日の公文神勝・實円を庄内から追放する百姓爾天罰起請文も五十四名の連署起請文であるが、和談した際の文書は次の様に記している。

太良庄百姓等申條々

### 一、當庄公文彈勝并實圓等事

於庄内之諸堂の講ゑん神事の庭に出あふへからさるよし惣百姓等に雖令神口候度この仰餘に難背候間隨仰わたん（和

談）仕候

### 一、禪勝實圓等事

惣百姓等二人を見へからさるよし就訴申講ゑん御神事ニ雖

知會候依度々仰既和與仕候了

### 一、百姓等も禪勝實圓ためきやうこう（向後）けうかい（凶害）あるましく候

### 一、實圓彈勝口百姓のために向後けうかいあるましく候

右條々如此全所於向後者同心に庄家の事  
寺家の御ためを存知候へく候次ある下地を水損と申なし又なに事ニ付ても隱密けうかい不忠の儀あるへからす候仍爲後日和與之狀如件

延文三年三月廿四日

右條々いつハリ申上候ハ、當國上下大明神東寺大師八幡當御  
庄内三社宮御罰を公文百姓樂口可罷蒙候仍起請文之條如件  
延文三年三月廿四日 實圓（以下十四名）

即ち、ここで重要なのは「隨仰」「於向後者同心に庄家の事寺家の御ためを存知候へく候」以下惣百姓の主體が全く「寺家の御ため」として庄園體制の中に組みこまれ、庄園領主の支配に對應した形で庄の結合がなされている事である。この事は當然その連署者が數が少く、しかもそれが、庄官的性格を濃厚にもつてゐる事と關聯する。ここで名主職はフリュンデ的性格を有し、自由なる支配權はもちえなかつたとさえいゝうるのである。

かくていわば、惣庄惣村等、村の人格の特徵的發現たる惣百姓の制裁行爲が、莊園領主の支配下においてはじめて行われうるものとすれば、かくの如き村は江戸時代の生活協同體——總合的實在人と似て非なるものといふのである。

かような村はしかし乍ら占有の對象としての「職」の實質的變化によつてその内容を變質させた。即ち名主職をではなく、現實に田地の耕作權を又は所持權を獲得する方向がそれであつて、占有の對象が「職」でなくなる事がそれである。太良庄に

おいてはそのような田地そのものに對する支配權は名主職の  
におよぶれて室町末期に至るが、この事は現實に田地に對する  
支配權が成長していなかつた事を意味するのではない。例えば  
田地に關する堺相論、屋敷に關する相論の發生はその事を如實  
に物語つてゐる。<sup>(註17)</sup> 田地に對する直接的所持權の成立について  
は、永原氏の前掲論文が新しい問題整理をやつてゐるに止まつ  
ており、今後の課題にしなければならないが、太良庄天正十六  
年の檢地帳においては當地の最大の地主たる甚太夫が「某々分  
某々分某々」と記した二重の分付の中間の權利を集積して  
事も一つの手がとらうとするであろう。

しかし乍ら、村の内部關係の變化で何よりも重要なのは先に  
のべた農奴主的地主と小百姓との對立の激化であつて、農奴  
主的地主は自らの下の譜代的下人の獨立運動と、名子的小百姓  
の階級鬭争が、村落協同體の名に於て行われるのに常に對決  
しなければならなかつた。名子的小百姓が農奴主的地主の下か  
ら獨立して行き、それが小名主職であれ、作職であれ、ともかく  
も現實の土地に對する支配權をもつようになればなる程、農奴  
主的地主が、自らの名子的小百姓に對する支配を強化しなけれ  
ばならなくなるのは當然であつて、さもなければ、彼らは得分  
權所有者として、莊園體制の寄生的存続にならざるを得なかつ  
た。かくて彼らの領主化への努力は暴力的な形をとると同時に  
守護大名の被官化し、或いは戦國大名に仕え、更には庄官職を  
維持しようとするのである。彼らが國衆として、横つながり  
をもちはじめ、地域的な國衆の結合力によつて、自己の支配權

を獲得しようとするのは必然的でもあつた。この國人層莊官地  
主の動きに對するものが、「おとな百姓ひらの百姓」の禁制で  
あり、この封建的領有權の獲得に破れた農奴主的地主・名子的小  
百姓の上に立つ地主は封建的支配權の統一と共に、小百姓の生  
活協同體から忽ち攻撃をうけざるを得なかつた。既に早く山城  
においては元和三年に猶野庄の芝居見物に百姓たちから、延命  
寺以下の地侍たちが同座を拒否されて  
<sup>(註18)</sup>いる。

前章にあげた宮川村の小百姓の運動はまさにこのよだな動き  
であり、それはその上に封建的領主以外のいかなる支配をもう  
けない封建小農奴への——その意味で近世における本百姓の典  
型的な田地所持權獲得のための運動であつた。かるが故に、或  
いは庄屋の不當なる役得をなじり、或いは庄屋が諸公事を平等  
につとめるように要請するのである。<sup>(註19)</sup>

それ故この運動は、中間地帶において元祿——享保頃における  
本百姓の一般的形成と共にわる。<sup>(註20)</sup> 勿論之は純粹に抽象化し  
た上でのことであつて、既にこれまでに宮川本保村では商品流通  
商業的農業の芽が萌芽してゐるらしく、寛文十年油實を賣り、  
米の未進に宛てているものがあり、つぶれ百姓が四軒も出いで  
る。これは領主の收奪の激しい爲もあるが、本百姓の一般的  
成立が、この地帶では再び質地小作に轉化せざるを得ない條件  
があつたと見るべきである。しかしそれは寛保年間になると後缺  
ではあるが少くとも三十名以上の連署の村中證文があり、同じ  
無高であつても、生活協同體の成員としての資格は前代と違つ  
て、多少の不平等にも拘らず所持しうるに至つてゐる。清水家

## 村中入會の成立

### 一四四

の性格もこれを機に轉化する筈であり、それが領主側に再編成される場合、村の生活協同體の諸關係が如何に變化するかは詳かでない。

註

- (1) 牧野信之助「武家時代社會の研究」所収「中世末期に於ける村落結合」大正十二年六月
- (2) 清水三男「中世の村落」
- (3) 鈴木良一「日本中世の農民問題」
- (4) 宮川満「鄉村制度と檢地」日本史研究19
- (5) 高尾一彦「江戸前期における畿内村落の構成」神戸文學會研究第3號
- (6) 安良城氏前掲論文一四頁
- (7) 前掲永厚氏44
- (8) 同前 45
- (9) 牧野前掲書三八一
- (10) 石井良助「中世に於ける入會の形態」一五頁（法協會五十周年記念論文集第一）
- (11) 太良庄については柴田實教授の下で宮川満・高尾一彦・黒田俊雄の諸兄と共に行つてゐる共同研究の一端を利用させてもらつた。
- (12) 大日本古文書東寺百合文書三、七〇九頁一一三頁
- (13) 東寺百合文書シ12—13 47
- (14) 同 ツ 6・21・6
- (15) 康安元年九月廿八日領家方名々年貢員數注文ツ5・20

8によれば實圓——時沢名主、禪勝——勤進名主、如蓮(乘蓮)——末武・眞村名主、泉大夫——助國名主(但し當名主的な蓮佛の支配下にある)善覺——勤進名主、右近——宗安名主、左近允——勤進名主、彌介(王カ)——時沢名主と考えられ、平十郎、右近大夫、平大夫は地頭方の有力者と考えられる(正平七年二月二十四日百姓御證文ハ2—5)殘る平介新檢校は不明。

而してこれら名主はその多くが舊名主に屬し、延文三年六月十一日公文大輔の眞村名主職宛行狀(12—1323)の如く庄官領主より宛行され、「所定の年貢以下を先例に任せ沙汰すべし」とされている。全くの庄官的官職的性格を有つてゐる。それ故、その代價はいわゆる得分である。名主職はその早期において占有の對象としての性格が強かつたが、その後次第に官職的になると同時に得分權化し、官職から遊離した加地子取得權になつて物權化して行つた。太良庄の場合は官職的性格が最後迄濃厚である。

(16) 名主職の占有の具體的な權利關係について詳論しなければならないが、今は之を註15の如く前提し、その變質の二つの方向、即ちフリュンデ的性格→強力な封建的領有權への轉化と得分的性格→賣買の對象となり流通するに從つて純粹な形でのローマ的な占有權へ接近してゆく。を指摘するに止める。

(17) 長祿三年八月廿九日惣百姓申然東寺百合文書ハ140

一步、一番上のそれは五反七畝二十五歩である。

ここでの分付は

道性分

甚太夫分

介大夫

の如く記載してある

宮川氏は言う「惣じて云えば、土豪の郷村遊離ないし直接經營の縮少と名主職・作職・下作職等の諸権利の分化とに伴ない、その諸権利のうち、得分権よりも耕作権作職または下作職が社會的に高く評價されるようになり、從つて直接耕作権をもつ名主百姓の地位が向上して行つたことが分る。」

(19) 狩文書「狹村之諸人よりの證狀」

(20) 宮川村清水家文書寛永十四年小百姓訴狀寫

「(中略)きもいりきう米御口らせ何にさりとてハヽ我等之高ハカリに過分の出しのかやくいたし申上事迷惑仕候御事」

宮川清水家文書

(21) 寛保二年村中證文之覺

「一、竹木之義ハ庄屋も惣百姓並ニ一の致事

一、小濱熊川宿米并米番米斗共惣百姓並ニ可致事」

(22) 藤田五郎「封建社會の展開過程」二三二頁。

(23) 同前文書、寛文十年七月四日三郎右衛門以下十六名連署指上申一札。

村中入會の成立

四

松本新八郎氏は「郷村制度の成立」の中で入會の問題にふれ、「室町時代には、領主や守護地頭の領有する入會地用益に關し、又用水道路等の用益を中心として、小農民たちはつねに一致し、團結し、その團結をたえず中間層たる武士が指導し、指揮して行動した。……數ヶ村共同の入會地用益、數ヶ村共同で用益する用水などは何れも起源を應仁又明以後にもつてゐる」といわれた。ここにいゝ領主・地頭の領有する入會地用益については、既に石井博士が「中世における入會の形態」に詳しく述べられている。當時領主の入會に對する關係は御成敗式目追加にある「先例アリテ……草木ノ樵蘇ヲモスル也」が原則であつた。この事は塵芥集にも「せんぐよりさかひなく、入あひにかり候山のこと、さくはにいたし候ニ付者、もんたうあり、然者山は山、野ハ野(先規)せんきのことく、さくはをあひやめへき也。」として先例による事、分割すべからざるを原則とした。義治式目も「野事山事井水、可准先條、但一庄一郷打起、於及鋸楯者、科人指文名雖申之、不可被聞召入、一庄一郷江可相懸其咎事」としている。これは當時畿内地方に激しかつた山論水論について、一庄一郷にその咎をかけるという點を特徴とするが、それも敢くまでも鋸楯に及ぶ時に限つた。領主の野山への入會、他村入會、數村入會についてはかくの如く中世の史料は多いが、村中入會については殆んどその資料を見ない。それは現實に用益自體は存在し乍ら、その内部における矛盾が明

らかにならなかつた爲である。入會權が水呑百姓に認められていた事は中田博士以來の指摘であるが、この水呑にまで認められた入會權なるものは中世における事實上の名主のみの、又は名主職所有者のみの、又は本百姓のみの入會が、一つの動搖を経過しなければ生れなかつた。

江戸初期の本百姓が農奴主的名主と、名子的小百姓とを主體として成立していた以上それは理の當然であつた。名子的小百姓が入會を權利として確保したのは、領主の賦課を媒介としてあり、土地の耕作權とそれに伴う夫役その他の義務が入會に關する權利を自覺せしめたのである。これ故、その權利は敢くまで特權的封鎖的固定的であつた。けれども、彼らの農奴主的名主に對する鬪いは、これを更に下人的なものにも解放する事になつた。名子が獨立化し、屋敷をもち、耕地をもつにいたる享保頃に入會はまさに、村中百姓の總有物となつたのである。人別割の原則はこのようにして生じたのではなかろうか。

かくて我々は次のように結論づけることができる。中世末期に名主職その他の諸職が得分權化するに從つて現實の土地に対する所持權を中心とした村が成立して来る。その中には農奴主的名主と名子的小百姓とが含まれるが、彼らは領主の賦課の對象として入會權を認められる。農奴主的名主に對する名子の獨立鬭争は小百姓の生活協同體形成とそれによる農奴主的名主への制約として間接的に發展する。このような村は封建的行政的単位であると同時に生活協同體でもある。

封建的小農民——本百姓の一般的成立はかくのことき村の完成

を意味するが、その後の新なる階級分化は行政的單位としての村と生活協同體としての村との分離を促がす。この生活協同體の主體たる小農民こそ入會權の主體であつた。  
いそいでまとめたので論旨が充分整理されないまゝにおえ  
る。數々の誤りを犯していると思ふが、史料紹介の點で僅かで  
も大方の役に立てば幸いである。